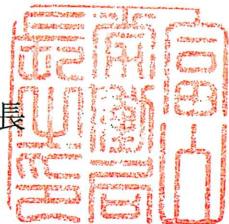




富労発基 1118 第 1 号
令和 4 年 11 月 18 日

各労働災害防止団体の長 殿

富山労働局長



「令和 4 年度冬季無災害運動」の実施について

晩秋の候、益々御清栄のこととお慶び申し上げます。

日頃より、富山労働局の行政運営に対しまして、格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、県内においては、冬季（12 月から翌年 2 月までの 3 か月間をいう。以下同じ。）に降積雪や凍結に起因する労働災害が多く発生しているところであり、令和 3 年 12 月から令和 4 年 2 月までの休業 4 日以上の死傷者数につきましては、346 人（対前年同期比 29 人増）（新型コロナウイルス感染症による労働災害を除く以下同じ。）となり、近年では大雪となった平成 29 年度の 406 人に次ぐ被災者数となったところです。降雪量の増加や気温の低下によって労働災害が多発していることから、冬季の気象状況によっては労働災害の多発が危惧されます。

また、過去 10 年の冬季における労働災害死傷者数のうち、転倒災害による死傷者がその 40% を占めていることからもこれに対する対策を講じることも必要です。

つきましては、当局においては別添のとおり「令和 4 年度冬季無災害運動実施要綱」（以下「実施要綱」という。）を策定し、期間中の労働災害防止対策の徹底を図ることといたしましたので、これから冬季を迎えるに当たり、貴団体におかれましても「実施要綱」に御留意の上、冬季における労働災害防止対策の徹底につきまして傘下会員に周知いただきますようお願い申し上げます。



令和4年度冬季無災害運動実施要綱

令和4年11月18日
富山労働局

1 目的

富山県内においては、冬季（12月から翌年2月までの3か月間をいう。以下同じ。）に降積雪があることや気温が氷点下となるなど地域特有の労働災害のリスクが高まる状況にある。

令和3年12月から令和4年2月までの休業4日以上の労働災害死傷者数（以下「死傷者数」という。）は346人（新型コロナウイルス感染症による労働災害を除く以下同じ。）で、前年同期の317人に比べ29人（9.1%）の増加となり、大雪となった平成29年度の死傷者数406人に次ぐ死傷者数となったところである。気象庁の寒候期予報によれば、冬季は気温が例年並みか低く、降雪量は例年並みが多い予報であり降雪量の増加や気温の低下によって労働災害が多発していることから、労働災害の多発が危惧される。

また、過去10年の冬季における労働災害死傷者数のうち、転倒災害による死傷者数は40%を占めており、これに対する対策が必要であると認められることから、当局では以下のとおり「冬季無災害運動」を実施する。

2 取組期間

令和4年12月1日（木）から令和5年2月28日（火）までの90日間とする。

3 主唱者

富山労働局、富山・高岡・魚津・砺波の各労働基準監督署

4 実施者

全業種の事業者

5 主唱者の実施事項

- (1) 労働災害防止団体に対する協力要請
- (2) 集団指導及び監督、個別指導時の指導
- (3) ポスター等の作成、配付
- (4) ホームページ、プレスリリースによる広報

6 事業者の実施事項

- (1) 事前の大雪や低温などの気象情報、交通情報の把握及び関係者への周知徹底
- (2) 凍結・積雪及び建物入り口での濡れた履物による「転倒」災害防止対策の徹底
- (3) 屋根などの雪降し作業中の「墜落・転落」災害防止対策の徹底
- (4) 除雪車・除雪機による「はさまれ・巻き込まれ」災害防止対策の徹底

- (5) 除雪中の用水等への「墜落・転落」災害防止対策の徹底
- (6) 車等のスリップによる「交通事故」防止対策の徹底